

議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和4年第5回定例会

1 案件名

議案第53号 佐野市手数料条例の改正について

2 概要

「建築基準法」及び「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（以下「長期優良住宅普及促進法」という。）並びに「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」という。）の改正に伴い、建築関係手数料を改正する。

3 理由、趣旨、目的、内容等

建築基準法の一部改正に伴い、応急仮設建築物の設置期間延長に係る許可制度等の規定が新設されたことにより生じた項ずれを整備する。

また、長期優良住宅普及促進法及び品確法の一部改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅に対しても長期優良住宅として認定できる制度（長期優良住宅維持保全計画の認定制度）が新設される。

これに伴い、新たに長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を設ける。

【主な改正点】

(1) 建築基準法の一部改正に伴う所要の規定の整備

（別表建築関係手数料の部の表第31号の項、第31号の2の項、第39号の6の項、第39号の7の項）

仮設建築物建築許可申請手数料等について、引用する建築基準法の規定に項ずれが生じたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の新設

（別表建築関係手数料の部の表第41号の項、第42号の項）

長期優良住宅維持保全計画の認定制度が新設されることに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を新設し、所要の規定の整備を行う。

4 その他の事項

施行日 (1) 公布の日

(2) 令和4年10月1日